

西鉄久留米駅周辺整備構想会議設置要綱

(趣旨)

第1条 西鉄久留米駅周辺の『整備構想』を策定するにあたり、各種専門的な見地及びまちづくりの観点で幅広く意見を求めることを目的として、「西鉄久留米駅周辺整備構想会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、西鉄久留米駅周辺整備構想について、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 交通事業者
- (3) 地元まちづくり団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、西鉄久留米駅周辺整備構想の策定をもって終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第5条 市長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 市長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ず会議に出席できないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

(オブザーバー)

第7条 会議には、オブザーバーを置くことができる。

2 会議は、必要に応じオブザーバーに意見や助言を求めることができる。

(報酬)

第8条 市長は、会議に出席した委員に対し、謝金を支払う。

2 委員の謝金は、日額5,300円とする。

(費用弁償)

第9条 会議に出席した委員に対し、久留米市職員等旅費支給条例及び施行規則に準じて費用弁償を行う。

(会議の庶務)

第10条 会議の庶務は、都市建設部まちなか整備課において行う。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、都市建設部
都市づくり推進担当部長が定める。

附 則 (令和6年8月29日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月29日より施行する。
- 2 この要綱は、西鉄久留米駅周辺整備構想の策定をもってその効力を失う。